

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
条 例	
○市町村の合併に伴う北海道議会議員の選挙区の特例に関する条例 (議会事務局政策調査課)	33
規 則	
○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則..... (食品衛生課)	33
○北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (農業経済課)	37
告 示	
○北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第2項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定の一部改正..... (農政課)	38
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	38
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災害課)	38
道選挙管理委員会告示	
○政治団体収支報告書の要旨の公表.....	39
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	39
条 例	
市町村の合併に伴う北海道議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。 平成16年10月19日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道条例第97号	
市町村の合併に伴う北海道議会議員の選挙区の特例に関する条例 平成16年12月1日から平成18年3月31日までの間に行われる市町村の合併(地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定による申請が平成17年3月31日までに行われた市町村の合併に限る。)により支庁の所管区域又は市の区域	

の変更を生ずる場合における北海道議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第15条第1項(同法附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定に基づき、当該合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される北海道議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

規

則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第122号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和59年北海道規則第115号)の一部を次のように改正する。
第3条(見出しを含む。)中「第1条の2第1項」を「第1条の3第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(省令第1条の3第2項の届出書)

第3条の2 省令第1条の3第2項の届出書の様式は、別記第1号様式の2とする。

第4条中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 知事は、法第5条第2項の規定による届出があったときは、別記第4号様式の2による無店舗取次店台帳に必要事項を記載するものとする。

第9条第7号中「及び閉鎖命令」を「並びに閉鎖命令及び業務用の車両の使用の停止命令」に改める。

別記第1号様式の8の事項の次に次の1事項を加える。

9 法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨

別記第1号様式の添付書類の1の事項を次のように改める。

1 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称

(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番

号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2（第3条の2関係）

無店舗取次店営業届出書

年 月 日

保健所長 様

本 籍
営業者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号）

年 月 日生

無店舗取次店を営業しますので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 無店舗取次店の名称
- 2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所
- 3 営業区域
- 4 営業開始の予定年月日
- 5 業務用車両の構造の概要
- 6 クリーニング師の本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号
- 7 従事者数
- 8 法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない無店舗取次店にあっては、その旨

添付書類

- 1 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数

(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

2 クリーニング師免許証の写し

3 業務用車両の構造を明らかにした図面又は写真

別記第2号様式その1中「クリーニング所開設届出書記載事項変更届出書」を「クリーニング所開設届出書（無店舗取次店営業届出書）記載事項変更届出書」に、「クリーニング所開設届出書の」を「クリーニング所開設届出書（無店舗取次店営業届出書）の」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同様式その1の1の事項中「クリーニング所」の次に「（無店舗取次店）」を加え、同様式その1の2の事項中「所在地」の次に「（無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所）」を加え、同様式その1の4の事項中「対象」を「対照」に改め、同様式その1の注を削り、同様式その1に添付書類として次のように加える。

添付書類

- 1 クリーニング所の構造の概要の変更の場合は、平面図
- 2 無店舗取次店の業務用車両の構造の概要の変更の場合は、図面又は写真

別記第2号様式その2中「クリーニング所廃止届出書」を「クリーニング所（無店舗取次店営業）廃止届出書」に、「クリーニング所を」を「クリーニング所（無店舗取次店の営業）を」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同様式その2の1の事項中「クリーニング所」の次に「（無店舗取次店）」を加え、同様式その2の2の事項中「所在地」の次に「（無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所）」を加え、同様式その2の注を削り、同様式その2に添付書類として次のように加える。

添付書類

クリーニング所にある場合は、確認証

別記第2号様式の2中「相続によるクリーニング所承継届出書」を「相続による承継届出書」に、「相続によりクリーニング所の」を「相続により」に改め、同様式の4の事項中「の名称及び所在地」を「又は無店舗取次店の名称」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。

- 5 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

別記第2号様式の2の注1及び注2を削り、同様式に添付書類として次のように加える。

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
- 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

別記第2号様式の3中「合併によるクリーニング所承継届出書」を「合併による承継届出書」に、「合併によりクリーニング所の」を「合併により」に改め、同様式の3の事項中「の名称及び所在地」を「又は無店舗取次店の名称」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。

4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

別記第2号様式の3の注を削り、同様式に添付書類として次のように加える。

添付書類

1 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本

2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称

(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

別記第2号様式の4中「分割によるクリーニング所承継届出書」を「分割による承継届出書」に、「分割によりクリーニング所の」を「分割により」に改め、同様式の3の事項中「の名称及び所在地」を「又は無店舗取次店の名称」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。

4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

別記第2号様式の4の注を削り、同様式に添付書類として次のように加える。

添付書類

1 分割により当該営業を承継した法人の登記簿謄本

2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称

(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
別記第3号様式中「平成」を削る。

別記第4号様式中

保有する取次所	を	他のクリーニング所等	に、
---------	---	------------	----

「

施 設 名	施 設 所 在 地
-------	-----------

」を

「

施設・店舗名	所在地・自動車登録番号等
--------	--------------

」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式の2（第5条関係）

無 店 舗 取 次 店 台 帳

	名称		営業者	住所						
			氏名		明・大・昭・平　・　・　生					
電 話 番 号		営 業 開 始 年 月 日	・　・		営 業 区 域					
業 務 用 の 車 両										
	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号			車 両 の 保 管 場 所						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
取 り 扱 う 洗 濯 物		一般の衣服等・その他（			ク　リ　ー　ニ　ン　グ　師					
消毒を要する洗濯物の取扱いの有無		有（取扱品目			氏　　名　登　録　番　号　雇　入　年　月　日　摘　要					
他のクリーニング所等	施 設 ・ 店 舗 名		所 在 地 ・ 自 動 車 登 録 番 号 等							
従 事 者 数										
変 更 事 項										
	名称		営業者	住所						
			氏名		明・大・昭・平　・　・　生					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第123号

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則（平成3年北海道規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第2条、第4条関係）

償還期間	貸付対象者		貸付利率	利子補給率	
				第2条第3項第1号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	第2条第3項第2号から第4号までに掲げる融資機関が貸し付ける場合
6年以内	大企業		年1.55パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.05パーセント以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.3パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント
6年を超え7年以内	大企業		年1.6パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.1パーセント以内	年1.85パーセント	年1.0パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.35パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント

7年を超え8年以内	大企業	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.2パーセント以内	年1.75パーセント
8年を超え9年以内	大企業	年1.9パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.4パーセント以内	年1.55パーセント
9年を超え10年以内	大企業	年2.0パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.5パーセント以内	年1.45パーセント
10年を超え12年以内	大企業	年2.1パーセント以内	年0.85パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.6パーセント以内	年1.35パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.85パーセント以内	年1.1パーセント
				年0.25パーセント

12年を超え13年以内	大 企 業		年2.2パーセント以内	年0.75パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.95パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
13年を超え15年以内	大 企 業		年2.3パーセント以内	年0.65パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年2.05パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道中山間地域活性化資金利子補給規則別表の規定は、平成16年9月21日以後に利子補給についての知事の承認を受けた中山間地域活性化資金について適用する。

告 示	
北海道告示第864号 平成4年北海道告示第487号（北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第2項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定）の一部を次のように改正する。 平成16年10月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 旭川場外発売所の項の次に次の1事項を加える。 留萌場外発売所 留萌市花園町1丁目7番	
北海道告示第865号 次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。	

その関係書類は、平成16年10月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所

上 雷 経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きょ、客土） 北海道渡島支庁

成 和 中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、暗きょ） 北海道上川支庁

西神楽東部 畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、区画整理、暗きょ、土層改良） 同

留 辺 薬 中山間地域総合整備（暗きょ、客土、農用地改良保全） 北海道網走支庁

北海道告示第866号			
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。			
その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて縦覧に供する。			
平成16年10月19日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
根室浜松その2地区急傾斜地崩壊危険区域			
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線によって囲まれた区域、標柱5号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱5号と標柱7号を結んだ線によって囲まれた区域、標柱7号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱9号を結んだ線によって囲まれた区域、標柱10号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱13号を結んだ線によって囲まれた区域、標柱12号と標柱14号を結んだ線、標柱14号と標柱15号を結んだ線及び標柱12号と標柱15号を結んだ線によって囲まれた区域及び標柱15号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱17号を結んだ線によって囲まれた区域。			
郡 市 町 大字	字	地 番	標 柱 番 号
根室市	浜松	32番	1、2
同	同	30番1	3
同	同	27番1	4
同	同	25番	5
同	同	26番2	6
同	同	26番1	7
同	同	18番1	8
同	同	18番4	9
同	同	45番4	10

根室市 同	浜松 同	45番1 13番1	11、12、13 14、15、16、17	平成16年7月20日付け北海道警察本部告示第104号 (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示				
北海道選挙管理委員会告示第102号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び同法第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成16年10月19日 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三				2 警察官（男性）用冬ワイシャツの落札者の決定 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量 警察官（男性）用冬ワイシャツ 6,174着 (2) 落札を決定した日 平成16年8月31日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 榎本商事株式会社 イ 住 所 札幌市中央区南2条西10丁目3番地1 (4) 落札金額 35,395,542円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成16年7月20日付け北海道警察本部告示第104号 (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
道 警 察 本 部 告 示				
北海道警察本部告示第148号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成16年10月19日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治				3 警察官（男性）用冬活動服の落札者の決定 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量 警察官（男性）用冬活動服 2,156着 (2) 落札を決定した日 平成16年8月31日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社三越 イ 住 所 東京都中央区日本橋室町1丁目4番1号 (4) 落札金額 36,537,732円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
1 警察官（男性）用冬服上衣等の落札者の決定 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量 警察官（男性）用冬服上衣 1,664着 警察官（男性）用冬服ズボン 3,785本 警察官（男性）用冬帽子 1,427個 警察官（男性）用冬活動帽 1,088個 (2) 落札を決定した日 平成16年8月31日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社丸ヨ池内 イ 住 所 札幌市中央区南1条西2丁目18番地 (4) 落札金額 72,959,071円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告				

- (6) 一般競争入札の公告
平成16年 7月20日付け北海道警察本部告示第104号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目